平成２８年（フ）第６７８号
神奈川県厚木市下荻野1153番地１　メゾンルミエール203
債務者　下地　英樹
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７１６号
神奈川県平塚市豊田宮下791番地の１
債務者　谷山　和己
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第９２２４号
東京都江東区南砂５丁目24―９―502
債務者　金本泰延こと　金　　泰延
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２７２号
東京都板橋区大山東町25―16―202
債務者　齋藤　　司（旧姓三澤）
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２７３号
東京都墨田区立花３丁目18―１―410
債務者　田中　美香
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２７６号
東京都小金井市貫井南町２丁目７―３―102
債務者　寺田　尚弘
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３３５号
東京都東村山市廻田町３丁目16―20―102
債務者　秋元みち子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３３６号
東京都練馬区早宮１丁目47―13―101
債務者　高橋　　睦
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３４１号
東京都練馬区旭丘２丁目18―２―101
債務者　白井　聖子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３４５号
東京都新宿区西落合２丁目13―13―501
債務者　梅津　雅秀
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３４６号
東京都世田谷区世田谷３丁目11―８―416
債務者　田中絵里子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３４７号
東京都品川区北品川２丁目22―９―204
債務者　渡邊　厚太
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３５０号
千葉県千葉市花見川区幕張本郷４丁目13―11
債務者　野呂田耕司
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３５１号
東京都江戸川区江戸川１丁目15―87
債務者　水野　俊之
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３５６号
東京都練馬区氷川台４丁目59―５―202
債務者　松田　利幸
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３８２号
東京都足立区舎人５―３―12　マーテル田中202　田中方、住民票上の住所東京都新宿区百人町４丁目５―14―413
債務者　佐々木史子
1　決定年月日時　平成28年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部